

補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款、その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的事項を定め、補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 社協が社会福祉の向上を目的とする団体等に交付する補助金をいう。ただし、子どもの遊び場設置補助金は除く。
- (2) 団体等 社協会長が別に定める団体及び施設をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金等は、団体等が行う事務事業に対し、予算の範囲内において、その執行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

2 前項に掲げる事務事業については、次のとおりとする。

- (1) 自治組織等が行う福祉活動事業に関する補助
- (2) 福祉団体等の活動支援に関する補助
- (3) 福祉団体等の健全育成に関する補助
- (4) 福祉施設等が行う地域交流啓発事業に関する補助
- (5) その他社協会長が認める補助

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）と次に掲げる書類を添えて社協会長に提出しなければならない。ただし、社協会長が特に認めるものについては、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（定期総会等の資料に替えることもできる）
- (2) その他社協会長が必要と認める書類

(交付の決定及び支出)

第5条 社協会長は、補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めたときは交付の決定をするものとする。

2 社協会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかに交付をするものとする。

(計画変更等)

第6条 補助金等の交付を受けた者で、次の各号に該当するときは、すみやかにその内容を社協会長に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合
- (2) 補助事業等の遂行が困難になった場合
- (3) 補助事業を延長、中止又は廃止しようとする場合

(交付の条件)

第7条 社協会長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 社協会長は前項により、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により、補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき
- (3) 前各号のほか、補助金等の交付決定の内容、及びこれに付した条件に違反したとき、又は社協会長の指示に従わないとき

(実績報告)

第8条 補助金等の交付を受けた者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金等交付決定にかかる会計年度が終了したときは、すみやかに次に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。ただし、次年度において同内容の補助金等の交付を受ける団体等で交付申請書に定期総会等の資料を添付する場合はこれを省略することができる。

- (1) 事業実績報告書及び収支決算書（定期総会等の資料に替えることもできる）
- (2) その他社協会長が必要と認める書類

(返還命令)

第9条 社協会長は、第7条第2項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しにかかわる部分について、期限を定め返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業区分	交付団体等	金額（円）
I. 自治組織等が行う福祉活動事業	自治会連合会・民生委員児童委員協議会連合会・ボランティア連絡協議会等	会長が別に定める額
II. 福祉団体等の活動支援	老人クラブ連合会等	1 団体あたり、50,000 円とする。
III. 福祉団体等の健全育成	学童保育等	1 施設あたり、20,000 円・当事者団体は30,000 円とする。
IV. 福祉施設等が行う地域交流啓発事業	保育園等	<p>法人あたり均等割り 30,000 円と、1 施設当たり 20,000 円を合計した額の 50,000 円を補助基準額とする。</p> <p>法人が複数の施設を運営している場合は、施設数が 1 施設増すごとに、それぞれ 20,000 円を補助基準額に加算する。</p>

補助対象事業については、おおむね次のような事例による。

- (1) 地域住民と施設通所、入所児者との交流事業
 - 地域交流による友愛訪問活動・地域と施設のネットワーク活動・お花見会、盆踊りお月見会、運動会、芋煮会、クリスマス会、お餅つき等の季節の行事
- (2) 施設啓発及び施設活用事業
 - ふれあい農園・おもちゃライブラリー・地域児童文庫・介護講座等
- (3) その他目的達成に必要な事業

※ 補助対象経費については、上記（1）～（3）の事業実施にともなう報償費・消耗品費・備品購入費などとする。